

最高裁秘書第2327号

平成30年6月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

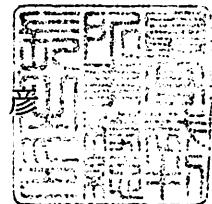
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第9号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成 30 年 5 月 31 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 30 年 5 月 31 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、「本件対象文書の全体が本当に不開示情報に該当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

70期司法修習生を罷免するに際し、司法研修所が作成し、又は取得した文書（司法修習生に関する規則 19 条に基づく報告書を含むが、これに限られない。また、平成 29 年 1 月 18 日に開催された最高裁判所裁判官会議議事録と重複するものは除く。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成 30 年 3 月 14 日付で本件対象文書の不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書は、司法研修所長が最高裁判所に対し、平成29年最高裁判所規則第4号による改正前の司法修習生に関する規則第19条に基づき報告する際に作成又は取得する文書のうち、同規則第18条第1号又は第2号に当たる事由があると認めるときに作成又は取得するものである。

本件対象文書に記載される情報は、全てが一体として行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に相当する個人識別情報（氏名、司法修習生個人の行状、病気、成績等）であり、さらに個人の利益を侵害するおそれがあることから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に基づく部分開示の対象ともならない。

また、本件対象文書を公にすると、司法修習生の罷免事由の有無に係る調査事項並びに司法修習生の弁明書及び提出された資料の内容が明らかになり、今後の公正かつ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与える等、適正な司法修習生の罷免手続事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。

したがって、本件対象文書は、標題及び様式等を含め、全体として法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当する情報として、これを不開示としたものである。

よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。